

【別添3】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

		(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業						
助成対象		(2) その他の事業所・施設等の運営に係る費用						
事業所・施設等の種別(※1)		(3) 各サービス共通			(4) 各サービス共通			
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
	2	通所介護事業所	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3	大規模型(Ⅰ)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
	7	通所リハビリテーション事業所	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系		短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	13	/定員	
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	160	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	169	/事業所	
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	156	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	68	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	254	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	102	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	74	/事業所	
	17	福祉用具貸与事業所	-	/事業所	-	282	/事業所	
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	-	16	/事業所	
	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	237	/事業所	
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	319	/事業所	
	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	19	/定員	
入所施設・居住系	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	20	/定員	
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	19	/定員	
	24	介護医療院	48	/定員	-	24	/定員	
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	21	/定員	
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	18	/定員	
	27	養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	19	/定員	
	28	養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	18	/定員	
対象経費		(1)(ア)及び(イ)に該当する事業所・施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①通所系介護事業所(員員不足による)介護人材の確保 ・職員用(2つかかる費用)割増賃金・手当、職業紹介料、損害賃借保険の加入費用、帰宅困難機関への連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に係る旅費 ②通所系サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賃借保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ④感染性廃棄物の処理費用 ⑤感染性廃棄物の収集費用 ⑥職員の防護服等の購入費用 ⑦通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替施設の確保(使用料)、ヘルパー同行指図への謝金、代替施設や利用者への旅費、訪問サービス施設に必要な旅費や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、②、⑦については、代替サービス提供期間の分に限る	(2)(ア)に該当する施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の防護服等による人員不足に伴う介護人材の確保 -一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)	(3)(ア)に該当する施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の防護服等による人員不足に伴う介護人材の確保 -一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)				
助成額		・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。 ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により助成する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受ける場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により助成する。 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。	(4)(ア)に該当する高齢者施設等の場合は 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ○職員の防護服等による人員不足に伴う介護人材の確保 -一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)	(4)(ア)に該当する施設等の場合は 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ○職員の防護服等による人員不足に伴う介護人材の確保 -一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり)、介護施設等に限る)				

\*1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により助成する。

・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受ける場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により助成する。

\*2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、

振興課、老人保健課連絡事務連絡別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

\*3 「自動的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。